

## 鹿児島市自動体外式除細動器（AED）貸出手順

	申請者（貸出し以後は借受者と呼ぶ）	鹿児島市（担当：生活衛生課）
申請	<p>◇HPからダウンロード、もしくは生活衛生課窓口で<b>貸出申請書</b>を入手</p> <p>◇<b>貸出申請書</b>に</p> <p>(1) 申込者の運転免許証の写し等</p> <p>(2) 行事のパンフレット等</p> <p>(3) 普通救命講習修了証又は資格免許証の写しを添付して、生活衛生課に提出</p> <p>※受付期間は、貸出希望日の2ヶ月～7日前（書類が揃っていれば郵送、ファクス、Eメールでも受け付ける。ただし、ファクス、Eメールで申請した場合は、貸出しの際、押印した貸出申請書の原本を提出すること。）</p>	
承認・不承認		<p>◇提出された貸出申込書および添付書類を審査のうえ、決裁し、<b>貸出承認・不承認通知書</b>を発行・送付</p>
貸出	<p>◇貸出日に<b>貸出承認通知書</b>を持参の上、生活衛生課窓口に出向き、<b>貸出チェック表</b>でAED及び付属品の確認後、AEDを借り受ける。（行事期間、善管注意義務を持って管理）</p>	<p>◇<b>貸出承認通知書</b>を確認後、<b>貸出チェック表</b>で、AED及び付属品を確認の上、AEDを受け渡す。</p> <p>◇<b>貸出簿</b>に必要事項を記載する。</p>
返却	<p>◇貸出期限満了日までに返却</p> <p>◇返却時、<b>使用実績報告書</b>を提出し、<b>返却チェック表</b>でAED及び付属品の確認を受ける。</p> <p>※紛失・破損した場合は、<b>亡失・損傷報告書</b>を提出してもらう。状況によっては弁償対象となる。</p>	<p>◇<b>返却チェック表</b>で、AEDの状態確認を確認の上、返却を受け付ける。</p> <p>◇<b>貸出簿</b>に必要事項を記載する。</p>

※AEDの申請・貸出・返却場所は、生活衛生課とし、取扱時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分に限る。